附則第三項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とする。

附則第四項中「附則第四項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第三項の次に次の一項を加える。

４　復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十六人」とあるのは、「二十九人」とする。

**附　則**

この政令は、令和二年九月十六日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）